

平成21年6月30日

平成21年6月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月30日(火)、平成21年6月期の期末・勤勉手当が支給されます。

1. 一般職国家公務員(管理職を除く行政職職員)の平成21年6月期の期末・勤勉手当の平均支給額(成績標準者)は、約57万3,500円です。

平均年齢	35.2歳
平均給与月額 (俸給+扶養手当+地域手当等)	約29万8,700円
支給月数	1.92月 (期末1.25月、勤勉0.67月)
平均支給額	約57万3,500円

(注) 平均年齢、平均給与月額は、最新のデータ(平成20年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

2. 本年6月期の平均支給額は、昨年同期の平均支給額(約62万9,400円)と比べると、約8.9%(約5万5,900円)の減少となっています。

これは、本年5月の人事院勧告を受けた特例措置により、本年6月期の期末手当の支給月数が0.15月分、勤勉手当の支給月数が0.05月分、それぞれ暫定的に引き下げられたこと等によるものです。

(注) 平成21年6月期の期末・勤勉手当の暫定的引下げ分の取扱いについては、必要な措置を別途人事院が勧告することとなっています。

(参考1) 過去10年間の各期別支給月数 (一般職員)

年度	6月期		12月期		3月期		合計		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	計
11	1.6	0.6	1.65	0.6	0.5	—	3.75	1.2	4.95
12	1.45	0.6	1.6	0.55	0.55	—	3.6	1.15	4.75
13	1.45	0.6	1.55	0.55	0.55	—	3.55	1.15	4.7
14	1.45	0.6	1.85	0.55	0.2	—	3.5	1.15	4.65
15	1.55	0.7	1.45	0.7	—	—	3.0	1.4	4.4
16	1.4	0.7	1.6	0.7	—	—	3.0	1.4	4.4
17	1.4	0.7	1.6	0.75	—	—	3.0	1.45	4.45
18	1.4	0.71	1.6	0.71	—	—	3.0	1.42	4.42
19	1.4	0.71	1.6	0.745	—	—	3.0	1.455	4.455
20	1.4	0.72	1.6	0.72	—	—	3.0	1.44	4.44

(注) 勤勉手当の支給月数は、成績標準者に係るものです。

(参考2) 主な特別職等の6月期の期末手当等の支給額の試算例

	支給額	
〔 内閣総理大臣	約497万円	(約438万円) (注2)
〔 国務大臣	約363万円	(約320万円) (注2)
〔 事務次官	約280万円	
〔 局長クラス	約213万円	
〔 最高裁長官	約497万円	
〔 衆・参両院議長	約405万円	
〔 国会議員	約241万円	

(注) 1. 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当のみ支給されます。

2. 内閣総理大臣及び国務大臣については、平成21年6月19日の閣僚懇談会において、「国会議員について本年6月の期末手当の削減が行われることにかんがみ、国会議員である閣僚も、今般の特別職給与法改正による凍結分と合わせて、期末手当が従前の支給額の20%減となるよう、その差額を国庫に返納することとする」との申合せがなされており、上記括弧内の金額は、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

3. 一般職である事務次官、局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。上記の支給額は、期末手当と勤勉手当の合計額で、勤勉手当は成績率を良好(標準)として試算しています。

4. 上記の支給額は、在職期間(12月2日～6月1日)率を100%として試算したものです。(したがって、実際の支給額とは異なる場合があります。)

(連絡先)

人事・恩給局(給与担当)

担当: 澤田(一般職担当)、梅沢(特別職担当)

電話: (代表) 5253-5111

(内線) 22159・22160

(直通) 5253-5266

FAX: 5253-5229

(参考資料)

地方公務員の期末・勤勉手当

(公営企業職員等を除く)

一般行政職職員（管理職職員層を除く。）の平成21年6月期の期末・勤勉手当の平均支給額（成績標準者）は、約54万1,300円です。

なお、昨年6月期の平均支給額（約59万8,900円）と比べると、約9.6%（約5万7,600円）の減少となっています。

平均年齢	36.6歳
平均支給額	約54万1,300円

(注1) 上記平均支給額は、国家公務員と同様の支給月数（成績標準者1.92月）として試算したのですが、支給月数は、地方公共団体ごとに定められており、国を下回る支給月数の団体もあります。

なお、多くの地方公共団体が、国と同様の特例措置（0.20月分の暫定的引下げ）を実施しています。

(注2) 支給日は、地方公共団体ごとに定められており、国と同一（6月30日）とは限りません。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：島田、黒澤

電話：(代表) 5253-5111

(内線5549)

(直通) 5253-5549

FAX : 5253-5553